

日帰り型市民農園申し込みに伴うアンケート

利用責任者氏名 _____

1. 農作業の経験がありますか。 はい ・ いいえ

2. 予定利用日数を記入してください。

1ヶ月当たりの予定利用日数は _____ 日です。

3. 除草など、利用区画を良好な状態に保つことができますか。 はい ・ いいえ

4. 菜園活動以外にクラインガルテン八千代や八千代グリーンビレッジで開催されるイベントに積極的に参加することができますか。 はい ・ いいえ

5. 有機栽培、無農薬栽培についてどのように考えていますか。

6. 都市農村交流についてどのようにお考えですか。

7. 今までにどのような農業体験をしたことがありますか。

8. どのような農園にしたいですか。

9. 最後、自由に記入してください

履 歴 書

年 月 日 現在

写真をはる位置

写真をはる必要がある場合

1. 縦 36～40mm
- 横 24～30mm
2. 本人単身胸から上
3. 裏面のりづけ

<small>ふりがな</small> 氏 名		<small>性別</small> ※ 男 ・ 女
生年月日 年 月 日生 (満 才)		
<small>ふりがな</small> 現住所 〒		
TEL	携帯電話	
FAX	E-mail	
<small>ふりがな</small> 連絡先 〒		TEL
		(現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入) 方

年	月	職歴など (項目別にまとめて記入)

- 記入上の注意
1. 鉛筆以外の黒又は青の筆記具で記入。
 2. 数字はアラビア数字で、文字はくずさず正確に書く。
 3. ※印のところは、該当するものを○で囲む。

年	月	免許・資格
志望動機		
自己PR		
趣味		特技
八千代町までの時間		配偶者の有無
約	時間	分
		※ 有 ・ 無
質問記入欄 (クラインガルテン八千代への質問などがあれば記入)		

日帰り型市民農園利用規程

(目的)

第1条：この規程は、利用者同士が協力し、美しい農園の保全を図り、適切な管理を行うことを目的とする。

(利用者の資格)

第2条：日帰り型市民農園の利用者は、次の条件を満たすものとする。

1. 農業者以外の市町村在住者で、園芸に理解と情熱がある者。
2. 充実した菜園を目指す意志のある者。
3. 常に除草に心掛け、利用区画を良好な状態に保つことができる者。
4. 日帰り型市民農園利用規程等を遵守できる者。

(利用の申込)

第3条：

1. 利用希望者は、所定の利用許可申請書及びアンケート用紙に必要事項を記入のうえ、代表者の履歴書と共に申し込むものとする。(履歴書は市販のもので可)
2. 申し込みは郵送もしくは持参するものとする。
3. 特定の区画の希望はないものとする。

(利用者の選考)

第4条：

一次審査及び二次審査により利用者を決定するものとする。

(利用の契約)

第5条：

1. 利用希望者は、施設開設者から許可があった後2週間内に現地を確認のうえ、農園の賃貸契約を締結するものとする。
2. 契約期間は1年とするが、契約満了の3ヶ月以前に更新の申し出があった場合、契約日の属する年度より起算して最長5年まで更新することが可能とする。ただし5年満了後にあっても、翌年の農園(入村)者希望者が空き農園数に未たない場合に限って、理事長が認めることができる。

(農園の利用と環境保全)

第6条:

1. 農園における作物の栽培は自家消費のものに限定する。
2. 施設開設者が植えた樹木以外、樹木の定植をしてはならない。
3. 利用者は良好な環境を保全するため、騒音や悪臭の防止に努めなければならない。
4. 他区画に迷惑をかける管理状況とならないよう努めなければならない。

(農園等の改修)

第7条:利用期間が終了した時点において残存物がある場合、利用者の責任において処分し、施設開設者の確認を受けなければならない。

(農園の管理)

第8条:利用者は、原則として有機栽培を理解し実践する。

(契約の解除)

第9条:利用者が契約締結後において、草取りなど良好な管理を行わない場合は、契約を一方的に解除できるものとする。この場合、利用料は返還しない。

(災害の補償)

第10条:施設開設者は、利用者が受けたいかなる災害に対してもその責任を負わない。

(損害の賠償)

第11条:利用者が施設に損害を与えた場合、利用者の責任において補修し、施設開設者の同意を受けなければならない。

(補則)

第12条:この規程のほか、日帰り型市民農園利用に関し必要な事項は別に定める。

附則 この規程は平成29年10月15日から施行する。

日帰型市民農園の手引き

1. 契約について

- 利用期間：令和3年4月1日～令和4年3月31日
- 契約条件：別紙利用規程のとおり

2. 利用料の支払について

- 金額：1区画あたり3,300円（税込・一括納入となります。）
- 支払期日：令和3年3月15日までに納入願います。
- 支払方法：請求書をお渡ししますので、直接憩遊館に持参いただくか、請求書に記載された口座への振込みによりお願いいたします。

3. 特典について

- 農機具：農機具置場内の農機具を自由に使用できます。
管理棟にある管理機(2台)を使用できます。(1時間200円)
- パスポート：憩遊館窓口でご提示いただきますと入館料が終日500円で御利用できます。

4. その他

- ごみについて：ごみ置き場はございませんので、畑で出たゴミはお持ち帰りくださいますようお願いいたします。

*ご利用に際しまして、利用規約に著しく反するご利用になっている場合、改善が見られない場合は、事業主体が契約解除にできますことをご了承ください。

*なにか不明な点があれば、(一財)八千代町ふるさと公社まで(Tel0296-48-4126)までご連絡ください。